

第 2 3 号議案

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年加東市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第 1 7 条 [略]	(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第 1 7 条 [略]
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。

<p>に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>	<p>同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。) が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p>				
<p>3・4 [略]</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 512 1585 730"> <p>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</p> </td> <td data-bbox="1585 512 2051 730"> <p>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 730 1585 842"> <p>乳幼児に対する健康診査</p> </td> <td data-bbox="1585 730 2051 842"> <p>利用開始時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断</p> </td> </tr> </table> <p>3・4 [略]</p>	<p>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</p>	<p>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</p>	<p>乳幼児に対する健康診査</p>	<p>利用開始時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断</p>
<p>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</p>	<p>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</p>				
<p>乳幼児に対する健康診査</p>	<p>利用開始時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断</p>				

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第23号議案 要旨

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(要旨)

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたことから、当該基準を参酌し、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

家庭的保育事業者等が健康診断の全部又は一部を行わないことができる要件を定めること。（第17条関係）

3 施行期日 公布の日